

# 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の概要(12月版)

令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の復旧を緊急的に支援します。

## (1) 助成対象者

以下のとおり、対象となる災害と助成対象者が追加となりました。

内容	変更前	変更後
対象災害	・台風15号	・台風15号 ・台風19号及び10月25日の大雨 〔追加〕
助成対象者 (農業者)	・農業用施設等に被害を受けた所有者	・農業用施設等に被害を受けた所有者 ・農業用施設等に被害を受けた借受者 〔追加〕 ※借受者は修繕のみ

## (2) 支援内容

ア 農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）

(例) 農業用ハウス、果樹棚、畜舎、農業用施設（農機具格納庫や農業資材倉庫）、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、搾乳機、水耕栽培用ベンチなど

イ 農業用機械・農産物加工用機械の取得・修繕

(例) トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機など（※消耗品は対象外）

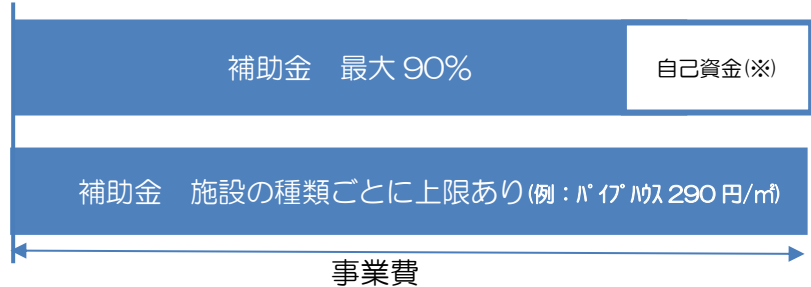
ウ 農産物の生産に必要な施設の撤去（解体、運搬、処理など）

## (3) 補助率

ア 施設の再建・修繕

イ 機械の取得・修繕

ウ 施設の撤去



※共済加入者は自己資金に共済金を充てることで、自己資金を実質0%にできる場合があります。

## (4) 事業要望に必要な書類

- ・り災証明書
- ・被災写真
- ・金額と日付が分かる書類（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書など）

※事業要望後、計画作成のため、改めて詳細を確認させていただきます。

## (5) 主な要件

- ・農業経営の継続 ※耐用年数期間満了まで営農
- ・園芸施設共済等への加入 ※共済引受対象の施設は必須

## (6) 要望締切

令和2年1月15日(水) **(期限厳守)**

【お問い合わせ】 千葉市 農政センター 農業生産振興課  
園芸班 ☎043-228-6278 (野菜・果樹・花き等について)  
農畜産班 ☎043-228-6282 (水稻・豆類・畜産等について)